改正後	改正前
（訴追状送達の省略） **第四条**　国会が国家公務員法第九条第三項の規定により訴追状の写しを訴追に係る人事官に送付したことを証する書面を提出したときは、裁判所は、訴追状の送達を省略することができる。 ２　国会は、前項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面の画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録する方法により提出することができる。 ３　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十一第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、第一項の規定による書面の提出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「人事官弾劾裁判手続規則第四条第二項」と読み替えるものとする。 ［新設］	（訴追状送達の省略） **第四条**　国会が国家公務員法第九条第三項の規定により訴追状の写を訴追にかかる人事官に送付したことを証する書面を提出したときは、裁判所は、訴追状の送達を省略することができる。 ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第三条　民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十三条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（訴状の記載事項・法第百三十四条） **第五十三条**　［略］ ［２・３　略］ ４　訴状には、第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等	（訴状の記載事項・法第百三十四条） **第五十三条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　訴状には、第一項に規定する事項のほか、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等を記載しなければならない。 ［新設］
二　当事者が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条（定義）第十六項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けている場合にあっては、当該法人番号	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則の一部改正）

第四条　民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則」を「民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続に関する規則」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（経過措置）

２　この規則の施行の日から別に最高裁判所規則で定める日までの間における第一条第二項の規定の適用については、同項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）を送信しなければならない。ただし、最高裁判所」とあるのは「最高裁判所」と、「講ずる場合は、この限りでない」とあるのは「講じなければならない」とする。

３　この規則の施行前に民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第二条第二項に規定する最高裁判所の細則で定めるところにより付与された識別符号は、第一条第三項又は第二条第二項の規定により付与された識別符号とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条の規定及び第四条中民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則附則第一項とし、同項に見出しを付し、同規則附則に二項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正後の民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続に関する規則（以下この条において「新規則」という。）の規定は、施行日以後に申し立てられる特定支払督促申立て（新規則第三条第三項に規定する特定支払督促申立てをいう。）に係る督促手続について適用し、施行日前に申し立てられた電子支払督促申立て（この規則による改正前の民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則第三条第三項に規定する電子支払督促申立てをいう。）に係る督促手続については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　今崎　幸彦